

騒音規制法、振動規制法に基づく特定施設
(騒音規制法施行令、振動規制法施行令より)

騒音規制法		振動規制法	
1	金属加工機械	1	金属加工機械
	イ. 圧延機械 (原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のもの)		
	ロ. 製管機械		
	ハ. ベンディングマシン(ロール式のもので、 原動機の定格出力が3.75kW以上のもの)		
	ニ. 液圧プレス (矯正プレスを除く)		イ. 液圧プレス (矯正プレスを除く)
	ホ. 機械プレス (呼び加圧能力が294kN以上のもの)		ロ. 機械プレス
	ヘ. せん断機 (原動機の定格出力が3.75kW以上のもの)		ハ. せん断機 (原動機の定格出力が1kW以上のもの)
	ト. 鍛造機		ニ. 鍛造機
	チ. ワイヤーフォーミングマシン		ホ. ワイヤーフォーミングマシン (原動機の定格出力が37.5kW以上のもの)
	リ. プラスト (タンブラスト以外のもの、密閉式のものを除く)		
	ヌ. タンブラー		
ル. 切断機 (といしを用いるもの)			
2	空気圧縮機(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のもの)および送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のもの)	2	圧縮機 (一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のもの)
3	土石用または鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい、および分級機 (原動機の定格出力が7.5kW以上のもの)	3	土石用または鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい、および分級機 (原動機の定格出力が7.5kW以上のもの)
4	織機 (原動機を用いるもの)	4	織機 (原動機を用いるもの)
5	建設用資材製造機械	5	コンクリートブロックマシン (原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のもの)並びにコンクリート管製造機械、コンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW以上のもの)
	イ. (気ほうコンクリートプラントを除き、 混練容量が0.45m ³ 以上のもの)		
	ロ. アスファルトプラント (混練機の混練重量が200kg以上のもの)		
6	穀物用製粉機(ロール式のもので、 原動機の定格出力が7.5kW以上のもの)		
7	木材加工機械	6	木材加工機械
	イ. ドラムバーカー		イ. ドラムバーカー
	ロ. チッパー (原動機の定格出力が2.25kW以上のもの)		ロ. チッパー (原動機の定格出力が2.2kW以上のもの)
	ハ. 碎木機		
	ニ. 帯のご盤 (製材用は原動機の定格出力が15kW以上のもの、 木工用は原動機の定格出力が2.25kW以上のもの)		
	ホ. 丸のご盤 (製材用は原動機の定格出力が15kW以上のもの、 木工用は原動機の定格出力が2.25kW以上のもの)		
ヘ. かな盤 (原動機の定格出力が2.25kW以上のもの)			
8	抄紙機		
9	印刷機械 (原動機を用いるものに限る)	7	印刷機械 (原動機の定格出力が2.2kW以上のもの)
		8	ゴム練用または合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機以外のもので、 原動機の定格出力が30kW以上のもの)
10	合成樹脂用射出成形機	9	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機 (ジョルト式のもの)	10	鋳造型機 (ジョルト式のもの)

*それぞれの法律で、特定施設に該当する定格出力などが異なりますので、ご確認ください。
また、どちらの法律にも該当する場合がありますので、ご確認ください。